

# 公益認定申請および公益法人の運営に関する 相談会（第7回・内閣府主催事業）

オンライン  
方式

※ 本年度、相談会は対面式2回、オンライン方式6回の合計8回開催予定です。  
※ 今回はオンライン方式の第5回目となります。

相談費用は**無料**です。お気軽にご参加ください。

締切：10月31日(木)12時まで  
お申込みいただけます！

【開催日】2024年11月13日（水）

①13:00～、②14:00～、③15:00～、④16:00～（各50分）

【相談員】内閣府委嘱相談員（法律・会計の専門家）

（相談員は各事務所等のパソコン端末からご相談に対応いたします）



- ◎ オンラインミーティング用ツール**Zoom**を使用します。
- ◎ **当日のご参加（接続）**は、法人にてご用意いただいたパソコン**1台**（カメラ・マイク付）に限らせていただきます。
- ※ 移動しながらのスマホやタブレットでのご相談はご遠慮ください。



☞ **公益法人の方は、運営全般（機関運営、財務・会計、税務、組織再編等）のご相談をお受け致します。**

例えば…

- ・ 特定費用準備資金について、その内容や積立金額等、どこまで具体的な積立計画が必要か。
- ・ 事業内容の一部を見直し、変更認定を行うための手順を教えてください。
- ・ どのような場合に利益相反取引に当たるのか教えてください。

☞ **一般法人※の方は、公益認定申請や公益目的支出計画に関するご相談のみお受け致します。** ※ 公益認定申請を考えているその他の法人等も対象とします。

例えば…

- ・ 公益認定申請を検討しているが、作業の優先手順はどうすればよいのか？
- ・ 継続事業が計画通り実施できず困っている。変更認可申請は必要か？

☞ **参加ご希望の方は、公益法人協会HP（トップページ）「新着情報」より参加申込書をダウンロードしご記入の上、[yoyaku@kohokyo.or.jp](mailto:yoyaku@kohokyo.or.jp)宛にメール添付でお申込みください。** <https://www.kohokyo.or.jp>（公益法人協会HP）

（お願い）

1. 相談会では、原則として、法制度に関するご相談には弁護士等が、会計・税務に関するご相談には公認会計士もしくは税理士が対応いたします。ご相談内容に、法制度と会計・税務の両分野が混在しないようお願いいたします。
2. ご希望のお時間をお選びいただけますが、担当相談員の専門分野とのマッチングによりご希望と異なる時間帯となる場合もございます。
3. できるだけ多くの法人にご参加いただくという観点から、今年度内で連続してのご参加はご遠慮いただく場合がございます。

お問合せ：（公財）公益法人協会 相談会事務局（担当：松野）

TEL: 03-4500-9166 email: [yoyaku@kohokyo.or.jp](mailto:yoyaku@kohokyo.or.jp)

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-27-15 イントランス本駒込ビル7階